

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (2 8 2 2 7)	
地域名 (地域内農業集落名)	波賀町皆木 (波賀町皆木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月17日 (第 5 回)	

注 1 : 「地域名」欄には協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻を中心に作付けし、一部で出荷野菜や自家消費野菜を作付けている。自作農地法面の草刈作業のほか、共同活動での遊休農地の草刈作業も負担が大きい。鳥獣被害はあるが、被害集落自立サポート事業により水稻の損害を防いでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻中心の作付けを行うが、助成作物である黒大豆や白大豆の栽培、有機栽培に取り組み、収益の確保を目指す。果樹を栽培し、加工品づくりや農村カフェにより収益を確保する。農地を有効活用するため、農地の利用調整をする組織として、集落営農組織を検討する。農業後継者への経営移譲を進めるとともに、農地の集積、集約を検討する。ラジコン草刈機の活用により農地法面の草刈作業の負担軽減を図る。農地や農道・水路などの保全管理、被害集落自立サポート事業について、農地所有者、非農家も含めた地域全体で取り組んでいくように検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興区域のうち、圃場整備田とする

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
作業の効率化及び営農が困難となった農地を守るため、地域内で定期的な話し合いを行い農地保全と集約化に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りを行う場合については、中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水路改修工事等の必要が生じた場合は補助事業を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では、昔から兼業農家が多数を占めており、今後も地域の農地については地域で守っていくことを基本とするため、円滑な継承が出来るように地域一帯で取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の一部を農業法人に委託している。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
① 被害集落自立サポート事業に取り組み、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
② 有機栽培による高付加価値農業を実践し、収益を確保する。
③ ラジコンヘリ・ドローンによる草刈作業を実施し、スマート農業化を維持・推進させる。
⑦ 畦畔の草刈りや水路清掃など、次世代が関与する仕組みを確立する。
⑧ 中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金制度を活用して、農会と連携し、地域ぐるみの農地や農道・用排水路の維持管理を継続し、定期的な保全活動を行う。